

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。	
	(本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁)	
	(地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局)	
	(社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

持りません

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

旧台帳等の磁気媒体化を早く完了させ、粘り強く記録の統合作業を進めたいこと。
 増進な記録の回復はせず、慎重に行う方向が良いと考えます。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

19年頃より報道等により認識するようになった。
年金記録については、不明な記録があったり、将来的には
確認できていくかもしれないと考えたが、その後記録の
管理等に関していろいろ問題が明らかになり、制度的、
組織的問題として認識するようになった。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

在職中にこの問題が明らかになったからは、旧名簿等
による確認作業に全力を挙げて取り組んでみた。
今後の13年間のために確認作業を行っていく必要がある
と考えて、まずいまだ未だのやり方や考え方の問題で
いた点は率直に反省すべきと考えた。

ご協力、ありがとうございました。

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者 退職者
所属	本庁 地方庁
最終官職	<p>以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。</p> <p>(本庁)</p> <p>a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁)</p> <p>(地方社会保険事務局)</p> <p>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課</p> <p>e. 事務局長 *平成11年度までは課長 <input checked="" type="radio"/> f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局)</p> <p>(社会保険事務所)</p> <p>i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)</p>

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

なし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

年金記録の整備も完全に行わないと、国民の不信感が残ります。そのため、早急な記録整備も完全に行い、任意での活用による格差と不安も取り除き、該当者に照会を行い、対応していくことが必要と思われ、国民の信頼が得られるように、記録整備の進捗状況は、常に公表を行い、協力を得やすくなる必要がある。

今後、問題が是正されるように、年金制度そのものを若いうちから認識してもらい、国民に周知していく必要があると見られ、自分の記録も常に個人で確認できるような社会保障カードの導入も早急に進めるべきである。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

ほとんどの年金記録について、概ね上へ登録されているとの認識であったから、当初は、被保険者等の照会や申し出があったら、加入している限り記録に適合出来るものと考えていた。
判明
記録問題が発生し、記録の整備作業を行う中で概ね上の記録の不備や、未登録の記録が大量にあることを初めて知った。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

記録問題が発生したから、問題が存在するとはあり、記録照会や記録整備作業に力を入れて取り組んだ。
記録管理については、昔から概ね上へ変わる段階で作業の管理や、発生した問題もその手放置でこれが現在の状況
記録の取り替えて
を引起こしていると思う。
根本的には、全国民に同様の事業があるにもかかわらず、長い間地方と本庁等の人事交流や、各県による事業の取り組み姿勢や、方針の統一とされているから、大分論があったから、問題を放置して来

により解決できなかったと思われ。ご協力、ありがとうございました。

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者 <input type="radio"/> 退職者 <input type="radio"/>
所属	本庁 <input type="radio"/> 地方庁 <input type="radio"/>
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) ① 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

一人一人に面談して確認していく以外はないと思います。
 その場合、偽名や生年月日を偽って加入した者の取り扱いが困難ではな
 かるうかと思えます。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在するのを知ったのはいつ頃でしたか。

年金問題が出る以前から名簿やマイクロフィルムで管理されている記録があることは知っていたが、当時は被保険者等が年金相談等で来所され、面談できた時に職歴等を確認のうえ、記録整備することになっていた。

国民年金の納付記録については、紙台帳当時は市町村の名簿と毎年突合していたこともあり、そんなに相違しているとは思っていなかった。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

当時は職歴を本人から申し立てさせ、生年月日、氏名が一致した記録のみを本人記録と認めており、社保から職歴を教えることはなかった。そのため、本人が職歴を失念した場合や氏名生年月日が相違する記録が残ったものと思われる。

今考えると被保険者のにとって厳しい対応であったと思われるが、当時は全国的にそういった基準で行っていたので、職員個人が対応を変えることは不可能であった。

現時点で見た場合、待ちの姿勢ではなく行政側から積極的に調査すべきであったかも知れない。

ご協力、ありがとうございます。

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1) 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

区分	現職者	退職者
所属	本庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1) 「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2) 「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3) 「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

(質問2) 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

厚生年金：被保険者の産休等の申告(氏名・年月日)
本人確認が出来ないまま申請されている。
在籍すれば確認が出来る

平成10年頃、相談者との面談時

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしていましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

とにかく免許証により確認。
その他、卒業生、関係の役員等により確認する。

申請書に氏名・年月日の確認できる
書類を添付するべきである。

毎年の場合は年所科係等により確認されている。

ご協力、ありがとうございました。

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

区分	現職者	退職者
所属	本庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者がいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

特にありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

特にありません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金関係の事務に直接携わったことがほとんど
なかったため、年金記録がここまでになっていることを
知ったのは、問題提起された頃だったと思います。

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

オンラインになる前の事務処理(特に進達関係)
には、無理があったのではと考えます。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者 <input type="radio"/>	退職者 <input checked="" type="radio"/>
所属	本庁 <input type="radio"/>	地方庁 <input checked="" type="radio"/>
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

徹底した実働作業の統括

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

制度間(厚生、国民、共済)の連係が確立されておらず、
移行手続も、遅延による未納が発生して、
並稼加入などの制度に対する認識が不十分であったと思う。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

訪問、文書送付などにより、個別督促、制度への理解を求めた
年金制度の周知、理解の徹底が不足していた

ご協力、ありがとうございました。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

今では、いつ頃知るか明確にはわかりませんが、在籍中に年金記録問題が報道されたこと、また、以前に多くの記録が漏れていると夢に思っていました。その後、年金相談の窓口等に休日返上で対応して取費とともに平気して対応されたが、元は社会保険庁の業務の伸びによる記録未統合が発生したとかわず、どうして較々地方の取費が責任をとってやむを得ないか非常に疑問を感じていたので、個人では無理なところ、行政は一人として責任をとらなければならない。結局は地方の取費に責任を取らせようとして、地方の組織をばらばらにして、行政サービスの低下をさせている。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

社会保険庁業務センターにおいては、早くからこのような問題は管理していたことと
思いますが、地方ではこのような問題はなかったと夢に思っていました。
庁がもっと早くから対応していたら、このようなことはなかったのではなかったかと
国家公務員に採用され、今年7月に退職したことを考慮して非常につらい
どうして公務員になったのか。
(今後このような問題は避けたい。)

ご協力、ありがとうございました。

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

① 健康保険 取得時、誤った(虚偽)の生年月日を入力している事がある。(これによって記録が正確に一致せぬ事がある。)年金請求時、誤りを取り直していき、修正記録を行う。

② 業種によっては、事業主が社会保険料を従業員から徴収してはいるが、社会保険事務所へ送付していないケースがある。(従業員選会が確認してく。社会保険事務所へ十数年間の全帳、全領金台帳を確認して、二重帳簿で記録確認し別管理している。)

③ 天婦の国民年金納付について、夫の分は納付するが、妻の分は納付しないので未納のケースが多々ある。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

① 年金記録の発生は、ほとんど防げないと思われ、年金帳の交付は市町村窓口で、国民年金記録を交付するの一番いいと思う。また社会保険事務所(誕生時付番)もあると思う。

② 中小企業に業種を見分けられる向きと思われ、年金記録の発生を抑制する方向の中では、事業主のモラルが重要である。

③ 現在、記録修正の技術がとれず方向があると、正確な記録の修正が難しい。(夫の分は納付して、妻の分は納付しないというケース)。また、未納記録はどのようになっているか、記録修正の技術がとれず、今の状況では解決が難しい。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

国民にとって、年金権として年金問題である。先般年金等が
 改正し、その後の年金報道についてはとんちんかんな事
 であるが、一部の者(一部の組織にもある事)の所から
 であり、年金の権利を取り止められるのは仕方のない。
 二重帳簿による年金については将来年金一時金では
 年金控除の問題と見なし、年金滞り時には滞り期間はない
 という考えをいっていき、昭和50年代頃。

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

事業仕度、そのしなを捉えざることを、国体資格
 者から補正を行う。
 両方とも、向題案と見ます。
 ① 事業仕度の仕度に対する認識、制度に対する認識
 (脱税も同様)に思っています。
 ② 例は例ですが、記録の調査力、調査権限、
 起訴権限(国税、監督官庁)等が考えられる。

ご協力、ありがとうございました。

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者 <input type="radio"/> 退職者 <input checked="" type="radio"/>
所属	本庁 <input type="radio"/> 地方庁 <input checked="" type="radio"/>
最終官職	<p>以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。</p> <p>(本庁)</p> <p>a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁)</p> <p>(地方社会保険事務局)</p> <p>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課</p> <p>e. 事務局長 *平成11年度までは課長 ㊟ 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局)</p> <p>(社会保険事務所)</p> <p>i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)</p>

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者がいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

生存者の加可能性のある金記録を紙台帳と照合する。
 被保険者、受給者からの相談に迅速丁寧に対応する。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金請求や、加入期間照会の際、中途での履歴から不明な記録は、探し出して記録の統合をしなければ、記録漏れはないと思っていた。
故台帳の記録と業務センターの記録とが相違しているとは、思っていなかった。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

厚生資格取得時に、新規が再取得かは、給付帳や、国年記着が別な当時の状況では、解読の方法がなかったと思うが、厚生や国年記着の1人1着の原則をわと徹底する必要があったと思う。

ご協力、ありがとうございました。

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。	
	(本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁)	
	(地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局)	
	(社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

これまでの業務センターでの作業の状況や5千万件の詳細を承知しておりませんが、現状では、加入者あるいは加入者であった皆さんの協力無くして解決は無いのではないかと感じております。

しかしながら、年金問題も世間全体としては高い関心を集めておりますが、如何に広報し周知を図り協力を頂こうとしても、全ての皆さん一人ひとりが自分の問題として認識し具体的な対応をしていただくことが、いかに難しいことであるかということも、現役時代の経験から身に沁みております。

確認手段の一つとして、事業所の記号番号がある記録については、事業主の協力を得て確認することなども出来るのではないかと考えます。

が全件解決については、最終的には、

- 年金請求時において、記録の漏れや誤りがあるのではないかとという前提で確認を行い、水際での整理確認の徹底を図ること。
- 基礎年金番号導入前からの加入者の請求については、台帳、払出し簿で必ず確認する。

なお、5千万件の中には、既に裁定済みの方の記録が相当数存在しているのではないかとも思いますが、いかがでしょうか。

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者 <input type="radio"/> 退職者 <input checked="" type="radio"/>
所属	本庁 <input type="radio"/> 地方庁 <input checked="" type="radio"/>
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企圖官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) ① 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

国民年金と深く関わってまいりました。未納者対策が常であり、未納者への説得は、厚生省の過去記録(郵留書)を確認し、国民年金を正しく適用し、25年日照らし行わなければなりません。協力がなければいけません。管轄の厚生の紙台帳で捲りマイクロフィルムを回すことになり、細部の手帳は捨ててしまいましたが、申立の記録と間違いないと確認するには、これは社会保険事務所の記録で、この必要書類の作業はどの程度か、適当な事務所(所在地)と雇用された方の働いた場所の名称(住所)の記憶申立が一致しないことが多いためです。本人の記録と見比べると見当たらなかった。申立と事項と相違する場合は、同様の名簿登録者の名前等から、さらに確認作業が必要でした。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

受給要件の25年を廃止し、無年金となる記録を無くすことを望みます。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

最終的に裁定請求時ではないと出来た対象の方が多数あるものと考えておりました。

昭和48年頃

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようと思いましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

無年金対策、当時あった特例納付の勧奨には過去記録の整備が伴っていましたが、その後を含め過年度未納(2年)の無い方には、何れも手厚くお世話になりました。

基礎年金番号の符番の後は、管轄の社会保険事務所にて暫時記録整備を進める必要がありました。

ご協力、ありがとうございました。

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者 <input type="checkbox"/> 退職者 <input checked="" type="checkbox"/>
所属	本庁 <input type="checkbox"/> 地方庁 <input checked="" type="checkbox"/>
最終官職	<p>以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。</p> <p>(本庁)</p> <p>a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁)</p> <p>(地方社会保険事務局)</p> <p>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課</p> <p>e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局)</p> <p>(社会保険事務所)</p> <p>i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)</p>

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

種々報道により信じがたい事象ばかりで、
 承知していません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

このように事象がどうして、この時期に内閣
 としてたのか疑問(上層部が伏せていたのか)
 であり、妙案が見出せばいい。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

当然のことながら、社会保障の根幹をなす年金制度であり、信じがたい事実と認識している。
また、専ら年金制度時代からして、三定、三定高層(本省、本庁、本支庁(現場))の中央集権的組織編成の弊害を²もたらしたものと認識する。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

現場に於いては、未納保険料の滞り込みにより、専業主婦の倒産、専業主婦の自殺、滞り込みからの暴言等々、厳しい対応を要しているため、口先の場を社会もろろ、会社もろろと制度を軽視、その責任を押し付け、笑いながら「おまかせ」社会保険制度を破る方向に、オンライン化に向けて準備期間が短かく、結果として、迅速な移行を促さなかった。
いすいすいとも、このようは職場に専任職に任じたか、悔まれてはならない。

~~ご協力ありがとうございました。~~

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

- (注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。
- (注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。
- (注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたのご存じでしたら、具体的にご教示ください。

時にありませんが、
 昔先輩が「昔は、旅内天や船員の一部では、本名を
 表に出すと都合の悪い連中が、偽名で就職し、
 厚年金の取得をしている事例が、多数存在する。」
 と語っていた。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

おろそか、年金制度に対する、国民の信頼を取り戻すことで
 あり、その唯一の方策は、莫大な時間と手間がかかる
 が、決まり次第 短期間での旧台帳とオンライン上の記録
 の全件安全の実施しかないと思われ。
 実施結果を恐れる、取りかかって欲しい。
 万一、人海戦術による人海不足となる場合は、
 OBの活用についても、呼びかけをして欲しい。呼び
 かけ方々リソースからずおられると思えます。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在職の当時は、「やむを得ずの書類取得」等で、未納合の記録が存在することは、承知していたが、年度の請求時点できちんと納金すれば問題ないと考えていた。事故記録の補正等も完璧に行っており、誰にも気づかない未納合記録が5千万件(完全不明は、1700万件)もあることは報道後初めて知った。本当にびっくりした。逆は別の都道府県証正が「資格喪失」も徴収対策といふ、実在することに驚いた。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

存在、これ子で存子まで放置されたのか、もっと早期に争が打てなかったのか、当時の専任部の責任は重大と思われる。退職金はそのシロモノが全て行き、本当に弊の毒と思う。年金記録の管理が「いかに重要なのか」、「間違えた管理をした場合には、将来どんなことになるのか」、「自分達は、銀行預金を預けているのだ。17でも間違えがあっても構わない」といった、認識が、自分にも、組織にも、そして、専業主にも見做っていたのではと反省し、36年間、自信を持って仕事に取組んで来たという、誇りがぐらついた。

ご協力、ありがとうございました。

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者 <input type="radio"/>	退職者 <input type="radio"/>
所属	本庁 <input type="radio"/>	地方庁 <input type="radio"/>
最終官職	<p>以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。</p> <p>(本庁)</p> <p>a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁)</p> <p>(地方社会保険事務局)</p> <p>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課</p> <p>e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局)</p> <p>(社会保険事務所)</p> <p>① 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)</p>	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありませんが、昭和の年代頃は、一般的には「社会保険」と言え、「健康保険」をさして、「年金」に対しては関心が薄かったように感じられます。

このため、年金への加入、加入の時期、退職の月日、標準報酬の決定の仕方等について会社の担当者は理解していたと思いますが、従業員全てが今ほど関心を持っていなかったと思われます。

年金に対する理解は、まだ十分だとは思いません。あらゆる機会を活用して説明していく必要があると思います。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

年金に対する広報は、マスコミによるだけでなく、日常会話、地域の会合等身近なあらゆる機会を通じて話題にして、わかりやすく具体的な事例を入れて話して、年金に対する関心と理解を求めていく必要があると思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録は、将来大切になることから、番号の重複・氏名の訂正・変更等速やかに届出するよう説明していました
また、旧台帳は登録されていませんでしたので、紙台帳をめくって調査していたため時間がかかっていました

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

年金手帳が導入されたときからは、年金の加入記録に変更のある都度年金手帳に記入して管理すると、将来年金請求の時に役に立つと説明してきました
説明は、全員に行き渡っていないと感じています。広報の重要性、広報の難しさ、説明不足を感じています
更なる広報説明が必要だと思えます

ご協力、ありがとうございました。

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者 <input type="radio"/> 退職者 <input checked="" type="radio"/>
所属	本庁 <input type="radio"/> 地方庁 <input checked="" type="radio"/>
最終官職	<p>以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。</p> <p>(本庁)</p> <p>a. 本庁部長級以上</p> <p>b. 本庁課長・室長・企画官級以上</p> <p>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上</p> <p>d. その他(本庁)</p> <p>(地方社会保険事務局)</p> <p>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課</p> <p>e. 事務局長 *平成11年度までは課長</p> <p>f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹</p> <p>g. 事務局課長補佐・係長級以上</p> <p>h. その他(事務局)</p> <p>(社会保険事務所)</p> <p>① 事務所長</p> <p>j. 事務所課長級以上</p> <p>k. その他(事務所)</p>

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

問題が起きた以上、私は被保険者からの回答を調査し、判明した部分のみ入力整備するしか妥当だと思うが、余分となれば、全面解決は不可欠の性質上、本人からの回答が正しいと判断し、取り扱ってほしい。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

一時期 厚生年金被保険者からの記録照会等について、記録の回答、入力整備を担当していたので旧名簿等の調査をする。
その中には氏名はあるが生年月日なし、氏名なしの生年月日あり、氏名、生年月日はあるが取換記録なし等々さまざまなものがあったので近々将来大変な問題になると認識はしていた(平成3年頃)

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

その当時では照会に対して記録の回答、記録の登録など判明した部分のみ対応はできなかった。
職員は業務に努力していたと思うが問題が起きた、システム機能がなかったとしか思えない。

ご協力、ありがとうございました。

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1) 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

区分	現職者 <input type="radio"/> 退職者 <input type="radio"/>
所属	本庁 <input type="radio"/> 地方庁 <input type="radio"/>
最終官職	<p>以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。</p> <p>(本庁)</p> <p>a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁)</p> <p>(地方社会保険事務局)</p> <p>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課</p> <p>e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局)</p> <p>(社会保険事務所)</p> <p>i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)</p>

なし

(注1) 「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2) 「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3) 「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

(質問2) 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

- ・国民の協力をなしでは解決できないので十分なPRをすること。
- ・年金記録を適正に処理するため専門の部署を設置すること。
- また、民間のノウハウを活用すること。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

- ・在職中は、年金記録について問題になるとは思っていなかった。
- ・退職後、年金記録問題が新聞等で報じられるようになったとき。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

- ・年金記録等について問題となったときは、退職しているため対応はしていません。
- ・反省点
 - ①基礎年金番号に統合時、PRが全く不足していた。
 - ②未統合者の対応が不十分であった。
 - ③年金記録問題について、その重要性及び全体の把握が不足していた。

ご協力、ありがとうございました。

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1) 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

区分	現職者	○退職者
所属	本庁	○地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。	
	(本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁)	
	(地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局)	
	(社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

特になし。

(質問2) 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

新聞等で報道されているような、現行の対応
(不払いのではありません)かと思っています。

(注1) 「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2) 「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3) 「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

退職後知りました。

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようと思いましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

年金は裁定請求主義のため、支給権者が
年金を裁定請求される際に 総ての記録が
確認できるものとしていた(未納合、エビエダ
への収入記録記録等の存在)。

ご協力、ありがとうございました。

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者 <input type="radio"/> 退職者 <input type="radio"/>
所属	本庁 <input type="radio"/> 地方庁 <input type="radio"/>
最終官職 事務所長	<p>以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。</p> <p>(本庁)</p> <p>a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁)</p> <p>(地方社会保険事務局)</p> <p>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課</p> <p>a. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局)</p> <p>(社会保険事務所)</p> <p><input checked="" type="radio"/> i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)</p>

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現在色々な対策を取らていると思いますが、現職を離れて10年近く経つので具体的な対策内容が判らぬので意見は中々難しく現状では絶道にやってみようと思わねす。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

地方での年金記録問題は自身が退職時になかったと思っただけ
オンラインで社会保険の番号はどのくらいに当たるのかと思っただけ
(記録)

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようと思いましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

本庁がオンラインで行おう時長期計画を立てる必要があった
と思う

ご協力、ありがとうございました。

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者 <input type="radio"/> 退職者 <input checked="" type="radio"/>
所属	本庁 <input type="radio"/> 地方庁 <input checked="" type="radio"/>
最終官職	<p>以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。</p> <p>(本庁)</p> <p>a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁)</p> <p>(地方社会保険事務局)</p> <p>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課</p> <p>e. 事務局長 *平成11年度までは課長 ㊦ 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局)</p> <p>(社会保険事務所)</p> <p>i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)</p>

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

なし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

政治家が言われるように、短期間で解決できるか、
 長い時間をかけて実施していくか、

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録問題が年金記録問題であると認識していません。
年金記録問題が年金記録問題であると認識していません。
年金記録問題が年金記録問題であると認識していません。
年金記録問題が年金記録問題であると認識していません。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

年金記録問題が年金記録問題であると認識していません。
年金記録問題が年金記録問題であると認識していません。
年金記録問題が年金記録問題であると認識していません。

ご協力、ありがとうございました。

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

区分	現職者 <input type="radio"/> 退職者 <input checked="" type="radio"/>
所属	本庁 <input type="radio"/> 地方庁 <input checked="" type="radio"/>
最終官職	<p>以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。</p> <p>(本庁)</p> <p>a. 本庁部長級以上</p> <p>b. 本庁課長・室長・企画官級以上</p> <p>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上</p> <p>d. その他(本庁)</p> <p>(地方社会保険事務局)</p> <p>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課</p> <p>e. 事務局長 *平成11年度までは課長</p> <p>f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹</p> <p>g. 事務局課長補佐・係長級以上</p> <p>h. その他(事務局)</p> <p>(社会保険事務所)</p> <p>① 事務所長</p> <p>j. 事務所課長級以上</p> <p>k. その他(事務所)</p>

特にお知らせ。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現在行っているねんきん特別優待以外の恩恵はなし。

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在籍中は特に認識していなかった。
退社後、報道等をきっかけに。

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

反省点
従来の4200体制(機能)の再検討。

ご協力、ありがとうございました。

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者 <input type="radio"/>	退職者 <input checked="" type="radio"/>
所属	本庁 <input type="radio"/>	地方庁 <input checked="" type="radio"/>
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. <input checked="" type="radio"/> 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特記事項は、ありませんが、滞り事務所の資格後欠問題について、当時の方式、保険課の監督に於て、指導された事は、無かつた。また、後者の報酬を落して、保険料に当る様な事は、出来は無い。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

特別優遇と文庫優遇で言及を、確認していく事は、無いと思っております。尚、たまたま適用事業所である記録は、より、記録は、無いと告げざるが、必要です。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在職中の年金記録問題があることを認識して
いたが、退職後平成19年頃テレビ報道
で問題がある事と知った。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようと思いましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

年金記録は、事業所の処理では、中肉記録及び失効記録
で遺漏が対入記録と混同したため、記録問題の起る事、事態
予想も出来ず、事業所が平成19年基礎年金番号を導入した
に三年度の番号の統合及び年金番号の取扱処理等が丹精
にされて、年金問題があったと思われ、従って、記録
も入記録が飛んだと言われ、事業所
では、必ず当時の記録は、別番号である事を説
明してきました。

ご協力、ありがとうございました。

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者 <input type="radio"/>	退職者 <input checked="" type="radio"/>
所属	本庁 <input type="radio"/>	地方庁 <input checked="" type="radio"/>
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 <input checked="" type="radio"/> f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者がいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

大手企業（健康保険組合）の一部従業員の厚生年金記録には、不況による「自宅待機の期間」が厚生年金の被保険者資格喪失期間となっているケースがあった。
 医療保険の適用は、健康保険組合の任意継続被保険者となっていたため、当該従業員は、自宅待機の期間が厚生年金被保険者資格の喪失期間となっていたことの認識がなかった。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

ア 年金手番の重複所持が疑われる方には、年金特別便に疑いのある別記録の情報も合わせて提供し、再度の確認をお願いする。

イ 事故リストの処理業務は、引き続き実施する。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

ア 年金記録問題への認識

- (ア) 進達マニュアルでは、記録漏れ発生の認識はなかった。
- (イ) 年金手番の重複は、裁定請求時や事業所の指導において整理できると認識していた。
- (ウ) 事故リストの処理により、整理が進むと認識していた。
- (エ) 社保庁が管理している年金記録の情報の積極的な活用で必要な記録は、整理できるものと認識していた。

イ 問題の存在の認知

事故リストの処理中に、社保庁の年金記録の情報の積極的な活用が制限されて、処理できない「処理不能」が多く、問題の存在を認識した。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようと思いましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ア 積極的な対応はできなかったが、次の事を行なった。

- ・ 職員に対しては、資格取得届や喪失届を処理時に、記録の整合性の点検を指導した。
- ・ 事業主に対しては、1被保険者1年金手帳の徹底をお願いした。
- ・ 被保険者に対しては、地域で開催される婦人会等の研修会等に積極的に参加し、年金手帳の整理等の協力をお願いした。

イ 反省点

保険者としての認識を持ち、社保庁の管理する年金情報、他の保険者が管理する年金情報及び市町村の住民情報の積極的な活用を強く図るべきであったと思う。

ご協力、ありがとうございました。

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者 <input type="radio"/> 退職者 <input checked="" type="radio"/>
所属	本庁 <input type="radio"/> 地方庁 <input checked="" type="radio"/>
最終官職	<p>以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。</p> <p>(本庁)</p> <p>a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁)</p> <p>(地方社会保険事務局)</p> <p>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課</p> <p>e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局)</p> <p>(社会保険事務所)</p> <p>① 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)</p>

- (注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。
- (注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。
- (注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

基礎年金番号に統一されていない方は、早急に統一の手続きを行うように促し、記録を基礎年金番号に早く統一させることが必要。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

基礎年金番号が導入された時点で早く統一する
事務処理が徹底されたのではないが、
(業務の時点で統一すれば良いと考えていた)
(最終的には)

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしていましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

基礎年金番号導入時の記録統一処理に関して
具体的に実施計画が策定されると良かったと思う。
(導入時の徹底した記録統一の事務処理を行うべき)

ご協力、ありがとうございました。

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

区分	現職者 <input type="radio"/> 退職者 <input checked="" type="radio"/>
所属	本庁 <input type="radio"/> 地方庁 <input checked="" type="radio"/>
最終官職	<p>以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。</p> <p>(本庁)</p> <p>a. 本庁部長級以上</p> <p>b. 本庁課長・室長・企画官級以上</p> <p>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上</p> <p>d. その他(本庁)</p> <p>(地方社会保険事務局)</p> <p>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課</p> <p>e. 事務局長 *平成11年度までは課長</p> <p><input checked="" type="radio"/> f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹</p> <p>g. 事務局課長補佐・係長級以上</p> <p>h. その他(事務局)</p> <p>(社会保険事務所)</p> <p>i. 事務所長</p> <p>j. 事務所課長級以上</p> <p>k. その他(事務所)</p>

ありません。

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

判読困難なくせよの解決策を、広くOBの協力(ボランティア)を得ること。ありではなれしうか。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

・記録は適正に入力・管理されている筈でした。
・スゴミ等で報道された時点で、実態を知りました。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようと思いましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

・実態を隠すことなく、一刻も早く、本号・地方号の協力して対応する心算ではなかったでしょうか。
・本号・地方号間における情報(問題点)の共有化の欠け。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者 <input type="checkbox"/> 退職者 <input type="checkbox"/>
所属	本庁 <input type="checkbox"/> 地方庁 <input type="checkbox"/>
最終官職	<p>以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。</p> <p>(本庁)</p> <p>a. 本庁部長級以上</p> <p>b. 本庁課長・室長・企画官級以上</p> <p>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上</p> <p>d. その他(本庁)</p> <p>(地方社会保険事務局)</p> <p>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課</p> <p>e. 事務局長 *平成11年度までは課長</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹</p> <p>g. 事務局課長補佐・係長級以上</p> <p>h. その他(事務局)</p> <p>(社会保険事務所)</p> <p>i. 事務所長</p> <p>j. 事務所課長級以上</p> <p>k. その他(事務所)</p>

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録については、その教養請求時に本人の申立てとの整合性を図りながら処理されてきたと理解してまいりました。

今日の問題とされている要因も膨大な件数については、マスコミに発表されたことで知ることができました。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

年金不信は言える意見について、格差あるように説明を行なった。(日常生活のなかで)

記録と実体の切替に伴う事務処理の誤り。

ご協力、ありがとうございました。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

存じません

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

事務処理体制をより充実強化して、対応する
と。

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

区分	現職者 <input type="radio"/>	退職者 <input checked="" type="radio"/>
所属	本庁 <input type="radio"/>	地方庁 <input checked="" type="radio"/>
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. <input checked="" type="radio"/> 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

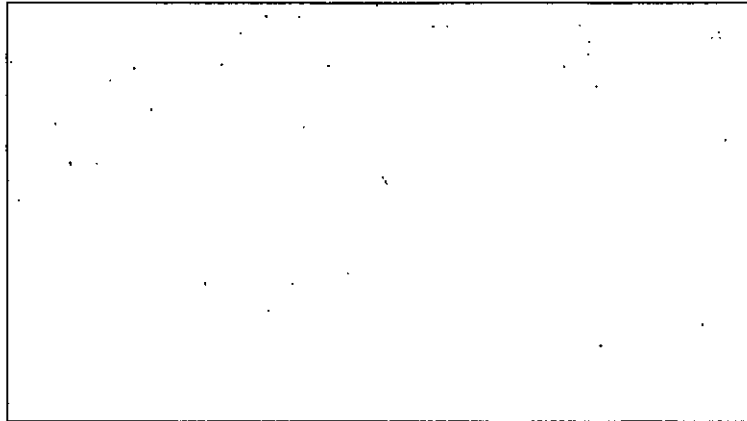
我々が現職時代、未統合記録が5,000万件も有るなど知らされたことはなかった。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

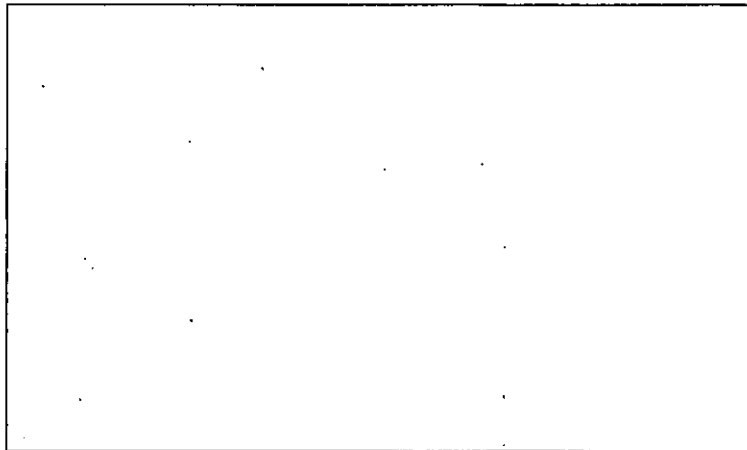
回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。



(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。



ご協力、ありがとうございました。

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) ① 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

なし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

なし

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

1. 年金番号の重複が多いことから期間短縮の発覚
あり。

1. 重複取消届の処理業務を私に当てる頃。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

1. 年金の重なりを個人々に伝えることが必要だと思います。
例→30才、40才、50才、60才に到達時又は期間短縮の
通知をする。

ご協力、ありがとうございました。

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者 <input type="checkbox"/> 退職者 <input checked="" type="checkbox"/>
所属	本庁 <input type="checkbox"/> 地方庁 <input checked="" type="checkbox"/>
最終官職	<p>以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。</p> <p>(本庁)</p> <p>a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁)</p> <p>(地方社会保険事務局)</p> <p>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課</p> <p>e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局)</p> <p>(社会保険事務所)</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)</p>

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者がいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

わんさん控便のレ、ちかく記録の修正等を行って
 いますか、該当者の中には内容を理解できない、自分の
 のことと関係ない、とかあり、(注)の項目について
 今後は事前、経費等がかかること、とか、
 の記録の該当者、直接面談して、説明する、とか、
 して、解答を得たい、とか、
 して、
 して、

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者 <input type="radio"/>	退職者 <input checked="" type="radio"/>
所属	本庁 <input type="radio"/>	地方庁 <input checked="" type="radio"/>
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・ <u>国民年金課</u> e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

報道に出ている地にはありません

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

早い時期に記録(年金)を統合する必要があらためて
該当者に接触して解消を図る

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

原票方式で送達をしていたので、送達後のことはよく分らない。

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

当時の事故リストが分からず送付されたものを修正して
送付したが、ミスがいつのまにか無くなっていき、誤り
この事故リストを修正するやれば良かったと思います。

ご協力、ありがとうございました。

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

区分	現職者 <input type="radio"/> 退職者 <input checked="" type="radio"/>
所属	本庁 <input type="radio"/> 地方庁 <input checked="" type="radio"/>
最終官職	<p>以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。</p> <p>(本庁)</p> <p>a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁)</p> <p>(地方社会保険事務局)</p> <p>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課</p> <p>e. 事務局長 *平成11年度までは課長 <input checked="" type="radio"/> f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局)</p> <p>(社会保険事務所)</p> <p>i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)</p>

特にありません

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

問題の解決は年金に人の力が必須に
思われます。私も事務所の立場で行きた
りか
年金精通は人がほとんどいない
現状、非常に困難な仕事と思えます。

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金事務の
化をやり直すが、年金請求や過去の加入記録を調べたいという人達の記録を調べるのが大変苦痛でした。特に紙の記録の判読するのが大変で、この23年間の記録の整理も大変でした。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

資格取得時の確認、申請記録の整理等は充分点検と審査をするように心がける。
新しい事務処理方式が開始されたのは業務電報から送付の事務処理を確実に点検に送り返すことにしました。

ご協力、ありがとうございました。

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者がいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

承知していません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

長い期間の中で発生した様であり、一件一件照会して行くしかないと思います

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録は被保険者の誤差であり、正確
な把握と管理が必要であると考えていました。
問題については、退職後です。
事例

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしていましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

台帳切替での突合(照合)確認
当時は人の眼による作業でしたので100%
と正確に処理されたか今思えば疑問
です。

ご協力、ありがとうございました。

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者 <input type="checkbox"/>	退職者 <input checked="" type="checkbox"/>
所属	本庁 <input type="checkbox"/>	地方庁 <input checked="" type="checkbox"/>
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長 <input checked="" type="checkbox"/> 室長 企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

- (注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。
- (注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。
- (注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

この職種の具体的な詳細は不明です。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

高収入補正の対策で、99小整理済
解決できなかった、参考にした。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

元々高収入者で、29/6
年金記録の発生
高収入者の年金管理です。

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者 <input type="radio"/> 退職者 <input checked="" type="radio"/>
所属	本庁 <input type="radio"/> 地方庁 <input checked="" type="radio"/>
最終官職	<p>以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。</p> <p>(本庁)</p> <p>a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁)</p> <p>(地方社会保険事務局)</p> <p>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課</p> <p>e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局)</p> <p>(社会保険事務所)</p> <p>i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)</p>

- (注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。
- (注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。
- (注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

矢張りません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

1. コンピュータ記録の整備。(紙名簿名簿等の完全)
2. 収入証書特別便の完結。(自治体を活用した年金広報の実施等)

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

・今の問題となるような莫大な記録改ざりや悪用はなかった。
・この様な問題が起きて大きく取り扱われていた。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしていましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

反省点...
1. 記録管理の重要さは国民全体に知られていないこと
2. 記録管理システムの不備や改善の甘さ
3. 国民と政府の信頼感の希薄

ご協力、ありがとうございました。

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者 退職者
所属	本庁 地方庁
最終官職	<p>以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。</p> <p>(本庁)</p> <p>a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁)</p> <p>(地方社会保険事務局)</p> <p>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課</p> <p>e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 <input checked="" type="checkbox"/> g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局)</p> <p>(社会保険事務所)</p> <p>i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)</p>

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

・必要な届出のもらや、不届届を届出等を要因とした(会計検査院の要し検査結果等も明確)もあり、世間一般に知られている?

・過去に住所管理ができていない、それによって指摘や批判に対する説明が不明

・過去の記録系に十分な厚年と過去を向かい合わせの便保の平均と同一の届出を必須するのは合理的であるか、過去の記録の確認に時間を要する場合は、事業主、被保険者の積極的な協力がなければ、問題記録を0にする事は不可能

・過去の冠番号記録の整理は、莫大に来た。(本人住所の記録がなく(過去)、解決数は限られていた)

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

・基礎年金番号の1人1番号の徹底

・お米請求受付時等被保険者本人に申立等による確認

(お米請求に解決(全件)出来た問題は少ない)

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

厚生番号の重複払出しがあることは承知しているが、本人の面談と解除(最終的には裁定請求等)解決出来ておりました。
重複払出しの内容は、事業主からの資格取得届出処理時に認識し、事業主・被保険者の積極的の協力がなければ解決しない。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

- ・事業主に照会や回答の督促を行うも、協力は少なく、また、被保険者(従業員)も早期退職等により未解決の物が多い。
- ・年金制度の周知、(本人)番号の徹底、国民(被保険者等)の権外義務の認識の昂揚を図ること。
- ・核家族化の進展により「支える側」と「支られる側」の同居が少なくなり、身近な年金制度の意識、認識の機会が減少していると思うので、「支える側」への理解を得る対応が重要。

ご協力、ありがとうございました。
冒用件初見の観点から、過去、この問題処理の手続き等は十分に行われていたのではないか

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者 <input type="radio"/>	退職者 <input checked="" type="radio"/>
所属	本庁 <input type="radio"/>	地方庁 <input checked="" type="radio"/>
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 <input checked="" type="radio"/> j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

年金記録等について、在職中に不正等行ったこと
はありません。
また、私のまわりでも、このようなことを見たり聞いたりした
こともありません。
少なくとも、山口県の社会保険事務局においては、不正
の事実はなかったものと信じております。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

なかなか良い解決方法も見つかりません。
現時点では、今行われている「ねんきん特別便」の送付
により、正確な年金記録を収録されますようお願ひ
するものであります。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在職中の日銀の6年ほど(定かではありません)、社会保険庁では、職員組合の労働条件等に対する反対に合い、年金記録の入力作業や事務リスト補正作業が遅れているという話を聞いたことがあり、その時は、その後改善されていくものと思っておりました。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようと思いましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

年金記録問題が発生したことについて、~~社会~~社会保険庁の年金記録の収録業務が昔から遅れており、その後改善されることもなく続いていたかと思うと、非常に残念に思っております。本庁の業務運営、特に年金記録の収録業務の取り組みが非常に良かったのではないかと(思う)、大変遺憾を感じるものであります。
今後は、「ねんきん特別便」の送付等により国民に協力をいただき、正確な年金記録を収録され、早く解決していただくべく、切にお願いするものであります。

ご協力、ありがとうございました。

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) ① 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

国会での審議や、マスコミ報道で、承知した。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

紙媒体、原簿方式からコンピューターへの切替時に、記録の不整合が生じるのを止めを確保してある。一番の対策は、膨大な不整合の事実を公表せよ。「真実を力」でやり過ごした点にあり、同類解決を選ばせた事である。

これから、年金業務の進め具合について、逐次国民との対話に心掛け、信頼を取り戻して欲しいと願っています。

ご協力、ありがとうございました。

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者 <input type="radio"/> 退職者 <input checked="" type="radio"/>
所属	本庁 <input type="radio"/> 地方庁 <input checked="" type="radio"/>
最終官職	<p>以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。</p> <p>(本庁)</p> <p>a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁)</p> <p>(地方社会保険事務局)</p> <p>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課</p> <p>e. 事務局長・*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局)</p> <p>(社会保険事務所)</p> <p><input checked="" type="radio"/> i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)</p>

- (注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。
- (注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。
- (注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

承知しておりません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

実際はたずさわっていないので「具体的にはわからないが記録にも年金番号の重複について旧地道口修正等の処理をしていくしかないのではなか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

このような事が起るとは思っていなかった。この問題が起きたのは事務処理の手法が社会保険事務所から社会保険庁業務センターまで記録の入力も保管処理に問題があったのではないかと、このことを知ったのはマスコミで報道されて知った。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようと思われましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

社会保険事務所で大変なことを知り、協力を申し出た。制度改正等を行う場合は広く国民に知らせる必要があるので、広報を充分に行い周知させる。これまでも(基礎年金番号等)知るべき人が多かったのではないかと。また、事務処理の手法として記録の確認のためチェック体制を強化する必要があるのではないかと。

ご協力、ありがとうございました。

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者 <input type="radio"/> 退職者 <input checked="" type="radio"/>
所属	本庁 <input type="radio"/> 地方庁 <input checked="" type="radio"/>
最終官職	<p>以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。</p> <p>(本庁)</p> <p>a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁)</p> <p>(地方社会保険事務局)</p> <p>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課</p> <p>e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局)</p> <p>(社会保険事務所)</p> <p>i. 事務所長 <input checked="" type="radio"/> j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)</p>

- (注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。
- (注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。
- (注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

知らない。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

(年金法発足以来の)
 原点にもどって一からコツコツ解決していく
 外ない。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

このような問題があるとは全く知らなかった

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようと思いましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

退職後なので対応のしようがなかった。

元来、大多数の日本人の代名は表記文字である漢字であるのに、表音文字であるカナで記録しようとした事にムリがある。

(当時の機械では漢字入力ができなかったのでは不完全なもので機械化を急ぐすべのなむしろない)

ご協力、ありがとうございました。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなた
がご存じでしたら、具体的にご教示ください。

知らない。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよ
いとお考えですか。

(年金法発定以来の)
原点にもどって一からコツコツ解決していく
外はない。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問
題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知った
のはいつ頃でしたか。

このような問題があるとは全く知らなかった。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしま
したか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反
省点として挙げられるとお考えですか。

退職後なので対応のし方がなかった。

元来、大多数の日本人の代名は教記文字である
漢字であるのに教音文字であるかたで記録しよう
とした事にムリがある。

(当時の仕様では漢字入力ではなかったのでは完全
なもので仕様化も発生すお下のかもしれぬ)

ご協力、ありがとうございました。

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者 <input type="radio"/> 退職者 <input type="radio"/>
所属	本庁 <input type="radio"/> 地方庁 <input type="radio"/>
最終官職	<p>以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。</p> <p>(本庁)</p> <p>a. 本庁部長級以上</p> <p>b. 本庁課長・室長・企画官級以上</p> <p>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上</p> <p>d. その他(本庁)</p> <p>(地方社会保険事務局)</p> <p>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課</p> <p>e. 事務局長 *平成11年度までは課長</p> <p><input checked="" type="radio"/> f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹</p> <p>g. 事務局課長補佐・係長級以上</p> <p>h. その他(事務局)</p> <p>(社会保険事務所)</p> <p>i. 事務所長</p> <p>j. 事務所課長級以上</p> <p>k. その他(事務所)</p>

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

なし。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

この問題を長年にならぬ放置しては中央府庁の責任は重大である。現時点においては、中央府庁が全責任を担って金銭の取戻を以て、方策はない。

それと歴代の大臣のため、中央府庁の幹部が被保険者、年金受給者(人々の)年金記録を確認に努むべきか？

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

当初前の奥向もしないでほしい。社会保障業務の
が正確かつ適正に記録処理されているものと当然
認識していた。
5000万件の救済問題が報道され、はじめて知った。
特に「青天の霹靂」だった。こんな重要な業務が主
業に扱われ、かつ、長年にわたって放置されているとは……。
何故もっと早くから対策を講じたのか、不思議な
らない。中央省庁の常識と疑う。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとして
ましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省
点として挙げられるとお考えですか。

長年にわたる、何ら対策も講ぜず放置してきた中央省庁
の責任は重大である。責任ととも処理にまかすは悪い。
今日の事態は地方の現職の職員、元職員共々職場
に対する誇りが一瞬にして崩れ去ってしまった。
今日の事態は歴史ある組織を破壊し、金と責任の両方
の元職員が苦痛を受けたり、夢と誇りをもつていた優秀な
職員が、職場を去っていくなど、この苦痛の現実を大層と
しめ、中央省庁の皆さんは、どう受け止めますか。
又、この事態に至ったのは、労組組合に対する姿勢を
応も大きな要因のひとつになったのではありませんか!

ご協力、ありがとうございました。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在籍中年金記録問題認識は
新聞による年金記録問題と英会話(継続
合の記録54万件は54件の間違ひでは
ないかと思いた)
記録問題認識はいつかであろう保険
料は値を考えていたのか、

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

国民も年金行政に携わっている職員の
年金制度をよく理解していないのか。(年金に
対する意識が低かった)
記録問題を認識はいつかであろう
保険料は地方へ記録問題の現
状を周知し適切な事務処理を促
す様指導指示をやるであつた。

ご協力、ありがとうございました。

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

昭和17年10月の施行された厚生年金法(事務上全て台帳方式の)で、事務上は、(昭和17年)事務上の届出で、新規・再取得に係る、喪失台帳(生年月日順)の作成(保管)と索引、無の場合には生年月日の検索を考慮した取扱いの作成と検索、無の場合には新規の番号と抽出、事業所(氏名)生年月日前取付再確認と台帳とし、全員の場合には変更処理をし、その後、国民年金法が施行された相違後と思っております。台帳は標準方式に改められ、喪失台帳は全国的にマイクロフィルムにて庁業務センターに統合処理しと聞いている。しかし、昭和17年基礎年金番号でも更に統合処理(不幸福の場合)をしないといけない(年金返却)事務量の膨大で現状を先未統合の対応が急務です。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

記録の統合とされることと云えども、マイクロフィルムと連携して記録の管理が求められると思っております。しかし、年金支給開始年度の5年以内(事務上の経過)優先順位を設けて実施する必要があると思っております。又、年金特別使用の照会は現状ではまだ未整備であり、本人の請求と完全に対応し、同一事業所の関係しの子等もありません。少なくとも本庁の改善の記録と改訂人しもの必要と信じることができ、記録を見ることが思っております。国民年金については、市町村との関係もありません。高齢年金は全く無感心な者でも、支給年金の支払、何となくは聞いているのも人情、大変困難な問題を考慮すべきです。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

直接事務を担当したのは、6ヶ月間の長期間の加入記録受給者の
経過であった。被保険者の関心が高く、一般受給の傾向が強
かった。機会が与えられ、年金記録の重要性を認識した。
管内1、2で進む様子もあって、今言われている様な問題
は発生するとは思わなかった。現実にはどの程度か
ている。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようと思
いましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反
省点として挙げられるとお考えですか。

高齢化社会の到来は早くから課題であった。1日も早い
IT化の導入により、全体的な記録管理を徹底させる
必要がある。

ご協力、ありがとうございました。

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) ① 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

なし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

- 年金記録問題は、本来あってはならないことで、そもそも存在するはずのないものであると考えていた。
- 年金記録問題の発生は、年金に無頓着である者にその責任の一端はある。将来嘆くことがないように、年金記録は自分できちんと確かめておくこと。気が付けば無年金とならないために。
- 年金記録の確認を求めた総運動を展開して、この問題の解決を図る。このことによって、公的年金制度が相互扶助を基本とする制度であることを実感させる。
- 年金受給権の確保対策(被保険者等の救済のため)としての年金記録問題解決の重要性を認識して、それぞれが自分の仕事を一生懸命やる。真摯に対応する。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

- 基礎年金番号に未統合の記録
同一人への複数の年金手帳番号が原因となって年金記録が未統合のまま残っているのが問題の発端となっている。本来、生涯一つの番号であるため、その取扱業務は慎重でなければならなかった。
- 標準報酬月額等の不適切な遡及訂正、遡及喪失
- 国民年金の不適切な免除
- 年金記録(他人の個人情報)のぞき見

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

- 全ての被保険者等の協力を得て、一定の期限を区切って年金記録の確認を求めていくしかない。本人による年金記録確認が最も重要である。
- 年金記録問題は、高齢被保険者等には時間が限られる。急がなければ、亡くなることで問題が解決するということがあってはならない。
年金記録が確認できなかったというだけで受けることができるはずの年金を受けることなく亡くなるという現実は深刻な問題である。
いい加減な年金記録の管理はできない。
- 年金記録問題を契機に、年金の受給資格期間不足により、将来無年金になると分かり、老後の不安を募らせている人が続出している。
公的年金制度の仕組み、年金制度の現状など正しく理解させることが最も重要である。丁寧な普及、啓発を行なって、人々の年金に対する意識を着実にレベルアップさせていかなければならない。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者 <input type="radio"/> 退職者 <input checked="" type="radio"/>
所属	本庁 <input type="radio"/> 地方庁 <input checked="" type="radio"/>
最終官職	<p>以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。</p> <p>(本庁)</p> <p>a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁)</p> <p>(地方社会保険事務局)</p> <p>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 <input checked="" type="radio"/> 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局)</p> <p>(社会保険事務所)</p> <p>i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)</p>

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者がいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特別ありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

厚生年金被保険者証の紛失、前歴と隠す等
手番と複数取得する者が多く記録統合が出来て
いるかに感じている。

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようと思いましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

基礎年金番号と未統合もある。今後を公報する必要性
があると思う。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者 <input type="checkbox"/> 退職者 <input checked="" type="checkbox"/>
所属	本庁 <input type="checkbox"/> 地方庁 <input checked="" type="checkbox"/>
最終官職	<p>以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。</p> <p>(本庁)</p> <p>a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁)</p> <p>(地方社会保険事務局)</p> <p>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課</p> <p>e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局)</p> <p>(社会保険事務所)</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)</p>

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特におりません、(在職中に年金記録問題が発生するとは全く存じていたから)

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

年金記録に関する書類やデータがどのように(現状)保管されているか不明で、又何処が首脳にも大きく対策が立っていない。
抑留体制の充実が大事だと思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

「年金中の年金記録問題で志保を募集したことは知覚せん、
、マリアの教習道により知った。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

年金の重複、何名、生年月日の相違により記録統合が
不能になった事、基礎年金番号が作られること
思いますが、厚生年金に、確実に整理が
されていなかっと思われます。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者 <input type="radio"/> 退職者 <input type="radio"/>
所属	本庁 <input type="radio"/> 地方庁 <input type="radio"/>
最終官職	<p>以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。</p> <p>(本庁)</p> <p>a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁)</p> <p>(地方社会保険事務局)</p> <p>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課</p> <p>e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局)</p> <p>(社会保険事務所)</p> <p>i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)</p>

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

35-046

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。以下別紙のとおり

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしていましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答③

(質問1)について

1、年金記録(当初は台帳)については、被保険者の資格取得、喪失、標準報酬等は届け出に基づき、正確に記録されていると認識していました。

ただし、事業主の扱いにおいて雇用時すぐ資格取得届け提出ではなく、2~3か月使用期間経過後の日付けでの届けが多かったと思います。

従って、被保険者本人の雇用感覚(就職日)と社会保険の資格取得日との誤差は多く見受けられると思います。

2、次に、脱退手当金について、当時は特に殆どの女性が受け取っており、会社によっては被保険者に代わり会社の事務員が手続きを取り、委任受領をして本人に支払う扱いが多く見受けられていたことから、本人はややもすると会社から買ったと危惧される。

(脱退手当金の受け取りについての認識)

社会保険事務所ではある時期から、脱退手当金の支給決議書は永久保存の扱いとなり本人の受取り印も取ってあることから、年金記録忘失の件があればこの方の確認が必要です。

3、事業不振による滞納事業所及び倒産事業所について

当時も、滞納事業所は相当あり、師走は特に徴収強化月間として12月31日でも銀行の歳入受入れ時間ぎりぎりまで寒い中奔走しておりました。

それでも、未払いがあり、また倒産する事業所がありました。

ここで、初期的な考えで間違っているかもしれませんが、事業主は被保険者から保険料の2分の1は給料から差し引いています、にも係らず未納はいかに会社の事情があるとは言えひどい話です。

また倒産し相当期間未納があつた場合でも、年金の請求洩れで届け出があつた場合、善良な保険料納付者の資金で年金を支払わなければならないのでしょうか。

(質問2)について

1、については、就業期間に関係なく、厚生年金が納付された記録通りの年金支給で良いと考えます。

この制度は、保険制度であるからです。

2、年金請求期間に脱退手当支給期間があると思われる場合は、当然に記録確認をされていると思いますが、脱退手当で支給記録との照合が必要と思われる。

3、年金の支給に関して、保険制度の趣旨からして(福祉的主旨ではない)掛け金が支払われていない場合、給付が無いのが保険の原則と思いますが。

(質問3)について

回答④

1、年金記録問題

年金記録は、事業主からの正しい届け出と、的確な事務処理がされていると思っていました。

また、自分が現職当時は毎年全事業所について、帳簿、賃金台帳、雇用書類など、算定基礎届時の調査を、事務所全体で総がかりで調査をして、取得洩れ、月額変更などの届け出などを促進していました。

何時の頃からか、この調査は取り止めになったと聴いて驚きました。

いろいろ事情は有ったと思いますが、この調査によって年金記録に及ぶ適正化が図られていたと思っています。

(質問4)について

現在の政治において、国民の関心は、1番が年金問題となっています。

従いまして、何と言っても年金相談の充実と、的確な年金記録の管理です。

年金特別便や年金相談対応の充実は素晴らしいことだと思っています。

一般の人の場合、自分の老後の生活設計が年金によって確立していることが、一番の安心となります。

私事ですが、退職後も年金広報専門員に続き国民年金委員の委嘱を受け、及ばずながら活動をしました。また、民生委員も9年目で、時には年金の相談に応じています。

以上

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者 退職者
所属	本庁 地方庁
最終官職	<p>以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。</p> <p>(本庁)</p> <p>a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁)</p> <p>(地方社会保険事務局)</p> <p>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課</p> <p>e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局)</p> <p>(社会保険事務所)</p> <p>① 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)</p>

- (注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。
- (注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。
- (注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特記事項 ありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

問題が大きいと、特に、実際面での業務処理の過程を把握できないのと、どのような方策かよく判断しにくい。

外觀的には、国民外理解しやすい相談業務体制の充実、徹底ではないでしょうか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録問題については、新聞やテレビ報道された時英で初めて知ったものですが、それからは、特に問題があるとは思っていませんでした。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

外觀的には、少なくとも基礎年金番号の導入時英で、記録の未統合にかき整理統合ができたものと現時英で思われる。

ご協力、ありがとうございました。

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者 <input type="radio"/>	退職者 <input type="radio"/>
所属	本庁 <input type="radio"/>	地方庁 <input type="radio"/>
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

現在問題になっている以外は特に承知していません

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

本人の申告で厚年であれば、勤務していたと思われる事業所の所在地、事業所名、勤務期間等が確認できれば認めざるを得ないと思います。
 国年についても、納付組織(特に自治会)に納付したか、領収書が無い場合も、納付した際の住所、納付期間等を聴取し厚年同様に処理されてよいと思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

退職後、17年経過しましたし、当時、今後、年金記録問題が現在の状態になると、まったく思っていませんでした。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

当時は、保険料の収納率や、検認率に執着した結果、現状のような問題が発生したと考えられます。

ご協力、ありがとうございました。

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹(室長) g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問1)
昭和47年から昭和51年まで2箇所の社会保険事務所の業務第一課長を担当しておりますが、当時、新規適用届に添付されている資格取得届の厚生年金の記号番号欄が殆ど空欄であった為、新調査の際、調査時来訪者に過去の厚生年金の記号番号を持っている人は、届け出る様に指導はしていたが、届出は少なく大半は新規払出(赤ナンバーリング)として処理しておりました。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

(質問2)
これは将来問題になると云う意識は持っておりました。被保険者証を交付する際には、新調査説明会を開催して事業所の担当者に交付しますが、その時は必ず古い厚生年金の記号番号を持っている人がいる時は「厚生年金記号番号重複取消届・及び訂正届」を提出する様にサンプル届書1枚を渡し説明をしておりました。
(私は社会保険庁発足以前厚生年金の老齢年金の裁定事務に携わっていた関係で、年金記録問題については当時から認識しておりました。山口県は炭鉱坑内夫が多く昭和29年厚生年金法全面改正の頃11年3カ月で受給権発生するの関係で裁定請求が非常に多く年金の記録問題については認識していた。中山マサ彦生大臣・荻原厚生大臣の年金証書の頃です。)
特に業務第一課長時代の算定基礎届の説明会で全事業所を集めて(と言っても出席率70%程度)算定基礎届の説明と、厚生年金記号番号重複取消届及び訂正については口をスッパクして厚生年金記号番号を複数もっていると将来年金に結び付かない事を説明しておりました。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

(質問3)

本件については、実例を申し上げます。
■ 某健康保険組合から、AさんとBさんの厚生年金・老齢年金の裁定通知が来たが、両人は、一緒に入社しておりAさんの方が報酬が高かったのにBさんよりも年金額が低いがどう云う訳か直々に問い合わせがありました。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

(質問4)

(質問3)の事件を踏まえ本庁に照会する等記録を確認したところ、記録が5年分位壊れている事が判明。再裁定して正しい年金額にして貰った記憶があります。
願った原因 当時は新領票方式と云って原票処理で、原票の報酬額が6段位あって一杯になったら切り取って進達していたと思います。Bさんの原票の報酬額が1枚何処かで紛失したと思われまます。何処で紛失したか責任の所在は明らかではありません。
当時としては画期的なシステムと思われていた制度ですが、オンライン化した現代では何と時代遅れと思われるでしょうが、マスコミ等現代の感覚で過去を攻めるのはどうかと思います。戦時中、戦災で紙台帳を焼失した事務所もあったと聞いております。
戦後物資の無い頃のボールペンで、悪い紙に書いた字は滲んで判読困難な紙台帳・悪い紙の名簿を何回も探ると右片隅は擦り切れているもの。誰を責めるわけにもいかないと考えます。当時は法の趣旨が年金は請求又は本人の申請主義だから本人の申立を確立すれば良いと考えられておりました。

ご協力、ありがとうございました。

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者 <input type="radio"/> 退職者 <input checked="" type="radio"/>
所属	本庁 <input type="radio"/> 地方庁 <input checked="" type="radio"/>
最終官職	<p>以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。</p> <p>(本庁)</p> <p>a. 本庁部長級以上</p> <p>b. 本庁課長・室長・企画官級以上</p> <p>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上</p> <p>d. その他(本庁)</p> <p>(地方社会保険事務局)</p> <p>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課</p> <p>e. 事務局長 *平成11年度までは課長</p> <p>f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹</p> <p>g. 事務局課長補佐・係長級以上</p> <p>h. その他(事務局)</p> <p>(社会保険事務所)</p> <p>① 事務所長</p> <p>j. 事務所課長級以上</p> <p>k. その他(事務所)</p>

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

近年採用テレワーク等の初めは知らず多く
私自身驚いておりです
問題点は特にありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

厚生年金制度の創設以来長い年月の経過の中で
制度と適用の実態が適合しなかつたことにより
周知不足の点と考えられる。
従って近年の国民皆年金制度の発足時、更には
基礎年金番号の導入における時期等、戦中・戦後
の一時期については区別して処理することか
られば問題の発生は確実に減少するものと考える。
現場の関係者のご苦情に対し敬意を表します。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

オンライン処理の過程において、専放リストの送信
ミス、回答は確実にしてまいりました。
従って、この林の問題は想定外でした。
また、問題が存在することを知ったのは世間
一般に知られた時期頃のことと思料いたします。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

専放リストの処理が都府県に対応が要していたこと、
旧台帳の中コンピュータ入録のミス等の記録が
かくも多くあること等に対し、本庁の事務処理の範囲
を越え、同時に国民の信頼を大きく失墜させつ
つに解体の始末となり誠に残念に思っています。
保険料の徴収率の向上に対しは鋭意努力してまい
りました。その為、故意の標準報酬を改定し
たり過徴して資格を喪失させた事例は無いも
のと確信しております。
国民年金制への移行に伴って主として市町村の委
託事務が実施されることによるか？

ご協力、ありがとうございました。

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者 <input type="radio"/> 退職者 <input checked="" type="radio"/>
所属	本庁 <input type="radio"/> 地方庁 <input checked="" type="radio"/>
最終官職	<p>以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。</p> <p>(本庁)</p> <p>a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁)</p> <p>(地方社会保険事務局)</p> <p>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課</p> <p>e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局)</p> <p>(社会保険事務所)</p> <p>i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)</p>

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特に知りません

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

この問題の原因はいろいろあると思っております。
 例として、未定請求者と当所の事業主及び社会保険労務士等
 資格届と係長等の確認義務の自覚、また当所の国民年金
 保険の確保出来たもの等によれば、よいのではなかと思
 います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたが、また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録は後払要件の重要記録だと思います。
この問題はテレビ新聞で初めて知りました。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

法令規則により適正に業務処理していたので
良いと思います。

ご協力、ありがとうございました。

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

区分	現職者	退職者
所属	本庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

特にありません

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

ありません 質問4の方策を参考にします。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在籍中に然る問題はありませんでした。
報道されるようになって時期に、この問題を
を知りました。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

補償者名簿、年金記録のインターネット
入力時に、大半の問題があると思いはず。
時間経過によるが、この実績が改善を
思はず。

ご協力、ありがとうございました。

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

区分	現職者	退職者
所属	本庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

具体的には 何日ありませんが、
 すべての年金記録は、その前に事業主からの届出
 がありそれが転記又は入力されて記録に存する
 ことであり、その内容についての情報は半分は届
 出者にあることか、一般には知りません
 1) と思います。

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

方策は思いつきません

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

認識していませんでした(不明) 不明(問題) 比べて知りません
が「一般社会では、職場に勤務するにあたり
簡単に通称名を使ったり生年月日を正しく
履行ない年が「あの子」^子」とは性別。
さあましか — そのが原因の存在を思っています

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

上記の問題は 該当者本人の問題が
あり、その報いは、本人が「あの子」^子とは
思いません。
高齢化がすすみ、年金問題の関心は
高まる頃に一大注意喚起キャンペーンを1年か
2年か「反省点」と思っています。

ご協力、ありがとうございました。

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者 <input type="radio"/> 退職者 <input type="radio"/>
所属	本庁 <input type="radio"/> 地方庁 <input type="radio"/>
最終官職	<p>以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。</p> <p>(本庁)</p> <p>a. 本庁部長級以上</p> <p>b. 本庁課長・室長・企画官級以上</p> <p>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上</p> <p>d. その他(本庁)</p> <p>(地方社会保険事務局)</p> <p>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課</p> <p>e. 事務局長 *平成11年度までは課長</p> <p>f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹</p> <p>g. 事務局課長補佐・係長級以上</p> <p>h. その他(事務局)</p> <p>(社会保険事務所)</p> <p><input checked="" type="radio"/> i. 事務所長</p> <p>j. 事務所課長級以上</p> <p>k. その他(事務所)</p>

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

ねんきん特別便の分析結果を基に
個別訪問する

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

記録がないと言う風評は聞いたことはない。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようと思いましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

1. 既に実施済みの年金特別優のような方法。
2. 記録記入後のチェックの記入時誤記入の確認。

ご協力、ありがとうございました。

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	○ 退職者
所属	本 庁	○ 地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) ① 事務所長 岩国社会保険事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

年金制度は、安全・安定及び水準が最も大切であり、現制度の積立方式が理想である。
 制度の運営は、憲法第25条の理念からも国の責任において行政運営をすべきである。
 この場合、公務員は自覚すべきことは充分認識をし、適正に業務を行うべきは当然である。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

現在年金記録問題が生じていることに腹立たしい思っている。
大部分の取員であった人達は忠実に取務と遂行してきたはずだ。
地方では指導監査で厳しく実態の把握と指導に努め、問題が生ずることのないよう配慮してきたはずであり、胸を張れると信じている。
社会保険庁の業務課と一部の地方取員による理不尽が国民から批判を受ける結果を生じたことは、断じて許されるべきではないと思われる。
問題の存在を知ったのは、新聞やテレビによる報道による。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

対応は個人でできる問題ではない。組織をあげてやるべきである。

ご協力、ありがとうございました。

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者 <input type="radio"/>	退職者 <input type="radio"/>
所属	本庁 <input type="radio"/>	地方庁 <input type="radio"/>
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) ① 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

私が、社会保険事務所に採用されたのは、戦後間もない昭和25年が、その頃の厚生年金被保険者資格を記録した台帳は、~~戦時の記録の~~手書きの記録簿で、紙質も薄く粗雑なもので、台帳が散逸して、~~手帳~~にがかりない~~手帳~~で、又、台帳の担当者も、専ら新人の職員が継承させられるという、職場全体に台帳業務軽視の傾向があった。このようなことより、厚生年金被保険者記録の重要性に対する認識が欠如していたので、~~手帳~~手書きかとの間由になると、肯定せざるを得ない。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

昔と異って、現在は厚生年金被保険者記録がコンピュータより処理保管されることになった~~手帳~~、~~手帳~~より人間の操作により処理されるものであることから、厚生年金被保険者記録は被保険者の権利、義務を左右する重要な処理であることを自覚させ、教育と点検体制を確立されることを進言した。

ご協力、ありがとうございました。

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	○退職者
所属	本庁	○地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

重複整理と名義変更の記録
 5〜6枚の年金記録提示と受け取り
 姓は全て同一である
 名は全て異なる
 例 村、サトウ、サトウ 被、被
 生年月日全て異なる。若くは同一採用されている
 本人の中間で
 年金証とパスポートの名刺大で若くは放置してあるものが
 大々問題であった。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

?

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

船員同士の年金記録が不安だった。
/ 担当者から知らされた。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

船員と船長手帳と所持している陸の被保険者も船員
手帳に記入して年金に付いては船員手帳に提出を
するべきだと思った(第2人は船員で船長手帳に付いた)
事業所被保険者の年金別子で記入していた
?

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者 <input type="checkbox"/> 退職者 <input checked="" type="checkbox"/>
所属	本庁 <input type="checkbox"/> 地方庁 <input checked="" type="checkbox"/>
最終官職	<p>以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。</p> <p>(本庁)</p> <p>a. 本庁部長級以上</p> <p>b. 本庁課長・室長・企画官級以上</p> <p>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上</p> <p>d. その他(本庁)</p> <p>(地方社会保険事務局)</p> <p>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課</p> <p>e. 事務局長 *平成11年度までは課長</p> <p>f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹</p> <p>g. 事務局課長補佐・係長級以上</p> <p>h. その他(事務局)</p> <p>(社会保険事務所)</p> <p>① 事務所長</p> <p>j. 事務所課長級以上</p> <p>k. その他(事務所)</p>

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

聞いたことなくて知りません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

充分な考えを前記で述べられません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

定年退職したとき、年金記録問題について、この頃には知りませんでした。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

示された方針に従って処理するべきであると考えています。

ご協力、ありがとうございました。

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	○退職者
所属	本庁	○地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。	
	(本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁)	
	(地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局)	
	(社会保険事務所) ①事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

従来の年金手帳は、記録が寸断され一本化された旨が
 今回の基礎年金番号制度が導入され一人一つの番号で管理され
 良くなると思ふ。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

- (1) 受給資格の根拠となるので、記録保管の最も重要であると認識していた。
- (2) 在職時では、毎年全受給者が集めて記録関係で問題は無かった。
- (3) 総括後間もない時点での記録名簿は、敬請の悪く長期間保存に耐えられるかと心配はあった。私は昭和57年に退職した時、その時は機械で記録されたばかりだったので、まだ大丈夫と思っていた。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

(1) 記録移管は、業務課で全国一斉に行われておりましたが、記録を整理したことは、大半の業務課長が知らず、このバイト採用は、失敗だったとも知らず。

(2) 毎年、算定基礎届で全事業所の記録を提出する調査をしており、又、会費検査使の調査と同時に行われ、調査している中で、このように記録関係の出来は、不認識のようである。

これでは、解決には個人の後を立ちませんが、梅や1の会費、並行の様子をさまたげ。

ご協力、ありがとうございました。

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	○ 退職者
所属	本庁	○ 地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) ① 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

年金記録が一本と出来ない理由の大半は次々とありです。再三転場を変わった人は就転時に前正を云わないことが多く、その都度新規加入として処理されるので実際は一人でも何枚もの年金番号をもつておられます。又、この様な人は退社時に加入員証を受けていない場合も多く加入しているかどうか知らないこともあります。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

転居を伺って記録を調査して解決する方法はいいと思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録についていざいざ調査して一帯化おしお方法がないと思つていました。
昭和30年前後と思います。当時は会社も被保険者も年金に対する関心が低く特に小企業では指導して思うようにならなかったことを覚えていました。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

この件については対応が困難です。
地方としては記録をもらうことは殆んどないと思つていましたので反省点はありません

ご協力、ありがとうございました。

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

おれさん。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

おれさん。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

このような認識はありません。
誰れも悪意を持って業務を怠りしていません。
ご指摘のことも国民をたずねてこそその
ような意見業務はしていません。
このように調査にお応えする時向をどうなにして
いるかという点も、やはり他にはこれくらいです。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようと思われましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

一生懸命に国民の信頼回復に
向けよう業務を怠りません。
起った問題を反省するよりも
これからどうするか、が問題です。
(どうしていいか)

ご協力、ありがとうございました。

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 <input checked="" type="radio"/> g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

- (注1)「区分」欄は、現職者か退職者がいずれかに○を付けてください。
- (注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。
- (注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

過去の記録について基盤となっているが、本記録の判別が困難なところがある。不可決でありと思われる。 (確認可能な不可決なものがある)

今、事務センターで待っているが、センター側の処理が完了したところ。窓口で見てもらうこともできる。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金の加入期間によって、将来年金受給時に減額を要すると
確認して、整理するのには困っていません。
私の年金記録の不備記録や、遺失記録の整備
で、解消していただくのではなからんかと思っていました。
今回の年金記録問題については、平成16年頃から
問題になっていないので、その頃からです。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

当時は、年金受給時によって記録の確認作業が
行われていないので、確認作業をやらせ、
予備的な措置の内容もあて親しからせ、
現在の約半定額使年間の、年々への通知がどう
してないのは良いと思うが、住所が確認できない
者は、通知も届かないので、加入後の査閲も重要だ
と思っています。

ご協力、ありがとうございました。